

第 2 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成29年5月10日(水)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(18名)	1番 山下 昇委員	2番 長谷川誠一委員	3番 山本 正義委員	4番 山本 寿孝委員
	5番 中村 博委員	6番 徳岡 正裕委員	7番 長 延行委員	
	9番 山下 正則委員	10番 山田 直人委員	11番 倉本 哲男委員	12番 酒井富士夫委員
		14番 今市 満久委員	15番 土井 繁美委員	16番 山下 和子委員
	17番 藤井 亮子委員	18番 木下 善議委員	19番 佐々木素子委員	20番 河井 勝重委員
欠席委員(1名)	13番 音田 嘉則委員			
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣			
提案議案	第5号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第6号議案 農用地利用集積計画の決定について 第7号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報告事項	第1号 農地法施行規則第32条第1号に係る農地転用(2アール未満の農業用施設)の届出について 第2号 賃貸借の解約の通知について 第3号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局	<p>只今より、平成 29 年度 第 2 回農業委員会の定例総会を開催します。定数 20 名に対して、ただいまの出席委員は 18 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。 会長おねがいします。</p>
2 議事録署名委員の指名	議長	<p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>議事録署名委員の指名でございますが、こちらの方でご指名させて頂くことに差支えございませんか。</p>
3 議事 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による 許可申請について	委員 議長	<p>全委員 異議なし</p> <p>ご異議が無いようでございますので、こちらから指名いたします。議事録署名委員を 19 番佐々木素子委員、20 番河井勝重委員両名の方よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして議事に入ります。議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」をお諮りいたします。説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は小鹿谷の方、譲渡人は小鹿谷の方、小作地の贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 51 アールです。土地の所在は大字小鹿谷——、地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積 1,284 m² です。</p> <p>番号 2 譲受人は国信の方、譲渡人は倉吉市の方、小作地の贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 41 アールです。土地の所在は大字 国信——、地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積 604 m² です。</p> <p>つづいて番号 3 譲受人は白石の方、譲渡人は長和田の方、売買による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 59 アールです。土地の所在は大字 門田——、地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積 775 m² です。以上、申請につきましては、農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上です。</p>

<p>議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定 について</p>	議長	<p>説明が終わりました。ただいまより質疑を行います。みなさんの方から質疑はございますか。質疑は無いようでございますので、それでは採決を行います。議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」申請どおり認めることについて同意の方、挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員の方が賛同でございますので、議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案どおり認めることといたします。</p> <p>続きまして議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」をお諮りいたします。説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は平成 29 年 5 月 15 日です。</p> <p>資料は 3-1 頁から 3-3 頁</p> <p>利用集積計画総括表です。関係戸数は 借り人 8、貸し人 15 です。利用権の設定期間はご覧の表のとおりです。設定作物等面積は、水田として利用が 21,588 m²、転作田として利用が 1,790 m²、普通畑として利用が 6,599 m²、利用権設定面積率は 0.215%の 24 筆です。整理番号 13 番 14 番 15 番が中間管理事業として、中間管理保有の貸付を行うものでございます。「農用地利用集積計画」について農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上です。</p>
	議長	<p>山田直人委員が中にあるな。</p>
	事務局 議長	<p>失礼しました。申し訳ありません。</p> <p>それでは 24 条に謳ってありますとおり、関係者の方は退席をいただくということで、お願いをいたします。</p> <p>(10 番山田直人委員退席)</p>
	事務局 議長	<p>ここでお詫びを申し上げます。私の方がうっかりしておりました。農業委員さんの案件も含まれておりますので、会長がおっしゃられましたように、農業委員会法に基づきまして、議事参与の制限ということでございます。失礼いたしました。</p> <p>それでは続行いたします。各筆明細をご覧いただきまして、お尋ねがございましたら、挙手の</p>

<p>議案第 7 号 農用地利用配分計画の策定 について</p>	<p>事務局</p>	<p>うえお尋ねをしてください。皆さんの方からお尋ねはございますか。無いようでございますので、それでは採決を行います。この申請どおり、お認めになる方、お認めして良いと思われる方挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員の方が賛同でございますので、申請どおり認めることといたします。それでは山田委員に入ってください。</p> <p>(10 番山田直人委員着席)</p> <p>それでは会を続行いたします。議案第 7 号「農用地利用配分計画の策定について」をお諮りいたします。説明をお願いします。</p> <p>議案第 7 号「農用地利用配分計画の策定について」説明します。次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料は 4-1 頁</p> <p>農用地利用配分計画（案）です。整理番号 1 と 2、権利の設定を受ける者、湯梨浜町田後——株式会社●●の配分計画。それから整理番号 3 から番号 8 までが倉吉市新田——株式会社●●の配分計画ということになります。湯梨浜町田後——株式会社●●は、H29. 5. 15 から H36. 12. 31 までの 8 年間ですし、倉吉市新田——株式会社●●の方が H33. 12. 31 までの 5 年間ということになります。それぞれ配分面積が 1,556 m²と 6,199 m²でございます。以上でございます。</p> <p>はい、説明が終わりましたので、ただいまより質疑を行います。皆さんの方で質疑はございますか。お尋ねはございませんか。無いようでございますので、それでは採決を行います。議案第 7 号「農用地利用配分計画の策定について」原案どおり賛成される方、挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員の方でございますので、議案第 7 号「農用地利用配分計画の策定について」は原案どおりこれを認めることといたします。以上で議事を終わります。</p>
<p>4 報告事項 報告事項第 1 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用(2 アール</p>	<p>事務局</p>	<p>4 番報告事項に入ります。第 1 号から第 2 号第 3 号とございます。一括して説明をお願いいたします。</p> <p>報告事項まず第 1 号でございます。「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用(2 アール未満の農業用施設)の届出について」説明させていただきます。次のとおり、農地法第 4 条第 1</p>

<p>未満の農業用施設)の届出について</p> <p>報告事項第2号 賃貸借の解約等の通知について</p>	<p>議長</p> <p>山下職務代理</p> <p>事務局</p>	<p>項第8号及び同法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>資料は5-1頁から5-3頁</p> <p>番号1届出人 はわい長瀬の方、土地の所在 はわい長瀬——、地目は台帳・現況とも畑、面積は、1,199 m²の内 14.627 m²、農業用倉庫で、建築面積が 14.627 m²です。</p> <p>資料は5-4頁から5-6頁</p> <p>番号2届出人 田後の方、土地の所在 大字 田後——、地目は台帳 田・現況 畑、面積は、1,862 m²の内 40 m²、農作業小屋で、建築面積が 40.00 m²でございます。報告事項第1号につきましては以上でございます。</p> <p>引き続き、報告事項 第2号「賃貸借の解約等の通知について」説明させていただきます。次のとおり、農地法第18条第6項及び同法施行規則第14条の3の規定により賃貸借の解約等の通知があったので報告するものです。</p> <p>番号1権限の種類 農地法、通知者 貸人 静岡県御殿場市の方、借人 静岡県富士宮市の方、土地の表示 大字 田後——、地目 田、地籍 1,173 m²、合意の成立日 H29.4.11、土地の引き渡し日も同日 H29.4.11 です。</p> <p>番号2権限の種類 農地法、通知者 貸人 はわい長瀬の方、借人 水下的の方、土地の表示 はわい長瀬——、地目 田、地籍 1,606 m²、合意の成立日 H29.4.25、土地の引き渡し日も同日の H29.4.25 でございます。</p> <p>局長、第3号は離してしようか。とりあえず一括と申しましたが、第3号は内容が異なっておりますので、別といたします。第1号第2号の報告事項。これを局長の方から説明をしていただきましたが、皆さんの方からお尋ねはございますか。はい、どうぞ。</p> <p>賃貸借の解約の1番の土地ですけど。両者とも静岡県の方ですね。去年までこの土地というのはどのように利用されていたのですか。</p> <p>実体は、水田としてこれまでから活用していらっしゃいましたけども。実態は親族の方が作っておられたと把握をしておりましたけれども。ごめんなさい。詳しいところを正式にはチェックが漏れておまして。解約の手続き自体が正式にできてなかったということで、改良区の負担金のこともありますし、きちっとした手続きをして、そのあたりの不整合を正していこうという中</p>
---	------------------------------------	--

	<p>山下職務代理 事務局 議長 事務局</p>	<p>で、手続きが出て参ったということで伺っております。 今年からは、誰が耕作するとかいうのは、まだ未定ですか。 はい、すみません。申し訳ないです、そこ把握し切れておりません。 土地改良区の賦課金の絡みがある訳か。 実際は、借人さんの方は当然にかまってないんですけども、賦課金は掛かっちゃうし。正式な小作契約ですから、小作人さんの方に改良区の請求書は行ってしまうんですよね。</p>
	<p>山下職務代理 河井委員 徳岡委員 議長</p>	<p>一番心配するのは、この土地が荒れちゃわないかなと思って。 現在もそうだな。静岡の人だもの。だから第三者が作っとりはせんかいな。仮に作ってあれば。調べてもらって、報告してもらいましょう。 これはもう一度調べて。確認をして、次回の総会で。</p>
	<p>山下職務代理 議長 事務局 議長</p>	<p>次回に報告をお願いします。 そうしましょう。 申し訳ありません。</p>
	<p>中村委員 議長 中村委員</p>	<p>はい、その他にございますか。 ちょっと良いですか。 どうぞ。</p>
	<p>議長 事務局</p>	<p>あの、ちょっと私、解っていないのでお尋ねしたいのですが。農業用施設の設置に関して、1番の分ですが、はわい長瀬の。今既に何か在るみたいですが。建て替える場合も、やっぱり同じ様な申請って必要なんですかね。古くなったから同じものを建て替えようという場合、やっぱり申請必要なんですか。 はい、事務局どうぞ。 原則、建て替えの場合も届出をさせていただいております。一回更地に戻るっていうのが、本来農地の形になりますし、引き続き農業用施設として改めて作っていただく場合には、やはり届出をしないといただいた方が、こちらの方は正確なところが。正確なと云いますか、きちっとした手続きをしていただかないと、逆に無断転用なのかどうかということが判断ができませんので。そういう意味合いで、こちらとしては建て替えであっても届出をさせていただくように指導しております。もちろん以前からございまして。実際建て替えなんです、ここは。</p>

<p>報告事項第 3 号 公共事業の施行に伴う農地 転用報告について</p>	<p>議長 中村委員 議長 山下職務代理 議長 事務局</p>	<p>はい。しっかりとした資料作りをして行くんだということですね。良いですか。中村委員、今の説明で。</p> <p>はい、良いです。</p> <p>それから山下委員。さっきの説明で良いですか。</p> <p>はい、来月ということで。</p> <p>来月ということですね。その他にございますか。無いようでございます。これは報告事項でございますので、局長の専決事項でございます。また、山下職務代理から質問がございました件につきましては、6月に報告をしていただくということでございますね。</p> <p>それでは進みます。報告事項 第 3 号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」をお願いいたします。</p> <p>報告事項 第 3 号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」説明します。次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので報告するものです。</p> <p>資料は 7-1 頁から 7-3 頁</p> <p>番号 1 届出人 久見——有限公司●●、土地の所在 大字 原——、地目は 台帳・現況とも 田、面積 993 m²、うち 56 m²同じく大字 原——、地目は 台帳・現況とも 田、面積 962 m²、うち 59 m²、同じく、大字 原——、地目は 台帳・現況とも 田、面積 808 m²、同じく、大字 原——、地目は 台帳・現況とも 田、面積 102 m²でございます。公共工事の概要につきましては、湯梨浜町建設水道課 建設係所管の「原川河川災害復旧工事 (28 年災第 61 号)」、転用目的は、工事用道路及び残土仮置き場ということで、工期は、平成 29 年 5 月 1 日～9 月 29 日までです。以上です。</p> <p>説明が終わりました。皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞお尋ねください。</p> <p>よろしゅうございますか。それでは報告事項第 3 号、以上を持って終わります。以上で報告事項を終わります。</p>
<p>5 その他</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>続きまして、5 番その他に入ります。(1) 平成 29 年 6 月定例総会の日程についてをお諮りいたします。説明をお願いします。</p> <p>○6 月定例総会は 6 月 9 日 (金) 午後 3 時 00 分より予定しております。</p> <p>現地調査は、山本寿孝 委員、中村 博 委員、◎徳岡正裕 委員の予定です。</p> <p>総会 3 時予定現地調査がありました場合は、場所に応じて集合時間をお知らせさせていただきます。</p>

6 閉会	議長	<p>ますので、よろしく申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none">○7月定例総会は、7月10日（月）の予定を7月7日（金）に変更○湯梨浜町農業後継者養成奨学生選考委員会委員の推薦について○農業委員会の活動 点検・評価と計画について <p>以上もちまして総会を終了します。</p> <p style="text-align: center;">（閉会 午後4時27分）</p>
------	----	--